

八千代市バスケットボール協会規約

第1章 名称

(名 称)

第 1 条 本協会は八千代市バスケットボール（英文面）を Yachiyo Amature Basket Ball Association 略称を Y・A・B・B・A）とする。

第2章 事務所

(事務所)

第 2 条 本協会の事務局は理事長宅におく。

第3章 目的

(目 的)

第 3 条 本協会はバスケットボールの正しい普及発展を期し、バスケットボール競技の促進と技術の向上、アマチュアスポーツ精神を養うと共に、バスケットボールを通して青少年の健全育成を目指し、地域に貢献することを目的とする。

第4章 事業

(事 業)

第 4 条 本協会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 八千代市バスケットボール選手権大会を開催し、代表的競技会を共催援助すること。
2. 加盟チームの強化発展と相互の連絡融和を図ること。
3. バスケットボールに関する凡ゆる研究と指導を行うこと。
4. その他本協会の目的達成に必要な事業を行う。

第5章 加盟団体

(加盟できる団体)

第 5 条 本協会の加盟団体は市内所在の一般社会人、事業団および高等学校・中学校・小学校のバスケットボールチームでなければならない。

(加盟負担金)

第 6 条 本協会の加盟団体は理事の定めた負担金を毎年4月30日までに納入しなければならない。負担金は毎年度加盟登録手続と共に納入し、その終了をもって登録手続きの完了とみなす。加盟団体が期日までに会費を納入しないときは、理事会において除名することができる。

(加盟団体の権利)

- 第 7 条 1. 加盟団体は代表（理事）を以て理事会に参加すること。
2. 加盟団体は本協会主催または後援の各種行事に参加すること。

(加盟団体の義務)

第 8 条 加盟団体とその所属会員は本規約ならびに諸規程及び理事会の決定に従わなければならない。

第 6 章 資産および会計

(資産および収入)

- 第 9 条 本協会の資産および収入は次のとおりとする。
1. 登録料および大会参加費
 2. 事業にともなう収入
 3. 補助金
 4. 寄付金
 5. その他の収入

(会計年度)

第 10 条 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日に終わる

(予 算)

第 11 条 本協会の事業計画にともなう収支の予算は理事会が編成して、理事会の議決を得ることを要する。

(決 算)

第 12 条 本協会の収支決算は監事の監査を経て、理事会に報告し、その承認を得ることを要する。

(特別会計)

第 13 条 本協会は理事会の決議により、特別会計を設けることができる。

第 7 章 役 員

(加盟団体の権利)

- 第 14 条 本協会に次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 若干名
 3. 理事長 1 名
 4. 副理事長 若干名
 5. 監事 会計監査 若干名

- 6. 事務局長 1名
- 7. 事務局 若干名
- 8. 理事

(会長および副会長)

第15条 会長・副会長は理事会において推挙する。会長は本協会を代表して会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故等があったとき又は欠けたとき、これを代理する。

(理事)

- 第16条
- 1. 理事は加盟団体所属会員中より選出される。
 - 2. 理事は会務を掌握する。

(理事長・副理事長)

- 第17条
- 1. 理事長は理事を互選する。(副理事長も同様である。)
 - 2. 理事長は理事会の決するところに従い会務を執行する。

第18条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故等が生じたとき又は欠けたときこれを代理する。

(監事)

- 第19条
- 1. 監事は理事会において選出する。
 - 2. 監事は会計および業務を監査する。
 - 3. 監事は理事会にいつでも出席できる。

- 第20条
- 1. 役員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
 - 2. 役員に欠損が生じたときは、理事会の承認を以て夫々選任することができる。
 - 3. 補欠役員の任期は他の役員の残留期間とする。
 - 4. 役員は任期を満了しても後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第8章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長・顧問・参与)

- 第21条
- 1. 本協会に名誉会長1名・名誉顧問・顧問・参与を夫々若干名置くことができる。
 - 2. 顧問は市バスケットボール協会に対し、特に功労のあった者および会長から委嘱し、会長の諮問に応ずる。
 - 3. 参与は本協会に功績のあった者および理事の職にあったものの中から理事会の決議をもって推薦した者につき、会長が委嘱し、理事会の諮問に応じる。

第9章 運営

(理事会)

第22条 理事会は本協会の執行期間である。

第23条 理事会は次の会務を執行する。

1. 当面する事務処理
2. 理事会の決定事項の執行
3. 規約・諸規定・その他すべての決定事項の周知徹底
4. 会議準備（特に競技事項の処理と議案の作成）

第24条 理事会は必要に応じて会長が召集する。ただし、理事の3分の1以上により会議の目的を示し、請求のあった時は、直ちにこれを召集しなければならない。

第25条 理事会は、会長・副会長・理事を以て構成し理事長は議長となる。理事長に事故等が生じたときは、副理事長がこれにあたる。

第26条 理事会は、理事の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。欠席の理事は委任状をもって出席とする。

第27条 理事会の決議は出席理事の過半数を以て決める。可否同数の時は議長がこれを決める。

第28条 理事の召集は少なくとも1週間前に日時、場所、議題を明記した召集状によらなければならない。

第10章 規約の改訂

(規約の変更)

第29条 本規約の各項は理事の3分の2以上出席した理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。ただし、委員によって変更することができる。

第11章 補 足

第30条 本規約の施行についての必要事項は理事会の議を経て別に定める。
本規約の施行は平成11年5月30日とする。